

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	障害児・者在宅生活支援事業（県補助事業）
-----	----------------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市障害者（児）住宅改良助成事業実施要綱等		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	実施（補助）期間 自 継続 ~ 至

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課
担当係	障害者福祉係	内線	4266 課 35020
関係課			

総合計画			
基本計画	章	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心していきいきとした暮らしづくり	
	節	第2節 安心していきいきとした暮らしづくり	
	細節	第5 高齢者・障害者支援施策の充実	
	施策	障害のある人に対する生活支援サービスの充実	該当ページ 111ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	施策 22-05-05

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度				平成20年度				平成21年度				平成22年度				備考	注意事項
	事業内容		事業内容		事業内容		事業内容		事業内容		事業内容		事業内容					
障害福祉サービスを提供することにより、障害者及びその家族の在宅生活を支援することを目的とする。	・障害者の住宅改良 ・排痰装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障害児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護師の派遣費用の一部を助成		・障害者の住宅改良 ・排痰装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障害児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護師の派遣費用の一部を助成		・障害者の住宅改良 ・排痰装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障害児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護師の派遣費用の一部を助成		・障害者の住宅改良 ・排痰装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障害児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護師の派遣費用の一部を助成		・障害者の住宅改良 ・排痰装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障害児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護師の派遣費用の一部を助成		・障害者の住宅改良 ・排痰装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障害児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護師の派遣費用の一部を助成		・障害者の住宅改良 ・排痰装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障害児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護師の派遣費用の一部を助成				(注1) 事業内容は、緊急性、地域の実情、効果、熟度、有利財源の確保の観点により、毎年ローリング（見直し）する中で変更していくことがあります。 (注2) 事業費（財源内訳）は、社会経済情勢の推移や行政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。	
在宅の障害者に対する福祉サービスの提供（県補助事業） ・障害者の居住環境を改良する際にその費用の一部を助成する障害者住宅改良助成事業 ・発達障害児・者在宅福祉サービスを提供する発達障害児・者生活支援事業 など	・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減		・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減		・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減		・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減		・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減		・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減							
事業の概要	・医療行為を必要とする障害児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護師の派遣費用の一部を助成		・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減		・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減		・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減		・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減		・障害者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障害児通園施設利用者負担金の軽減							
事業の対象者（交付先）	発達障害を含む障害者とその家族																	
事業費（百万円） 百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	H19決算額		H20予算額		H21予算要求予定額		H22予算要求予定額		H20～H22合計									
財源内訳（ソフト）	一般財源		4		4		3		3		10							
	国庫支出金		3		4		3		3		10							
	県支出名		3		4		3		3		10							
	起債（利用料）		3		4		3		3		10							
活動の指標（アウトプット）	住宅改良件数 県補助事業の在宅福祉サービスの利用者数 高次脳機能障害者社会訓練者		4件 64人		4件 50人		4件 50人		4件 50人									
効果（アウトカム）	施設から在宅生活への移行者数		10人		10人		10人		10人									
特記事項	高次脳機能障害者社会訓練者（H18年度で事業終了）		・児童デイサービス機能強化事業（H19年度のみ） ・障害児・者地域生活体験事業費の追加															